

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第三十九号

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則（平成十二年群馬県規則第百九号）の一部を次のように改正する。

「第

目次中「第三章 水質の保全に関する規制等（第十八条―第三十条の八）」を

第三章 水質の保全に関する規制等

第一節 特定排出水の排出の規制等（第十八条―第三十条の八）

第二節 利水障害等の原因となる特定指定物質の適正な管理等（第三十条の九―第三

に改める。

十条の十五）」

第三章中第十八条の前に次の節名を付する。

第一節 特定排出水の排出の規制等

第十九条第十五号を次のように改める。

十五 一・二―ジクロロエチレン

第十九条に次の二号を加える。

二十七 塩化ビニルモノマー

二十八 一・四―ジオキサソ

第三章中第三十条の八の次に次の一節を加える。

第二節 利水障害等の原因となる特定指定物質の適正な管理等

（特定指定物質）

第三十条の九 条例第四十七条の規則で定める化学物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ホルムアルデヒド
- 二 クロロホルム
- 三 アルミニウム及びその化合物
- 四 塩素酸及びその塩
- 五 臭素酸及びその塩
- 六 マンガン及びその化合物
- 七 鉄及びその化合物
- 八 銅及びその化合物
- 九 亜鉛及びその化合物
- 十 フェノール類及びその塩類
- 十一 一・三・五・七―テトラアザトリシクロ「三・三・一・一」^{三・七}デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）

（特定指定物質取扱事業者）

第三十条の十 条例第四十八条第一項の規則で定める工場又は事業場の設置者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する工場又は事業場の設置者とする。

- 一 一の工場又は事業場において、その年度に製造し、貯蔵し、使用し、又は処理する一の特定指定物質の取扱量の合計の質量が、五百キログラム以上であること。
- 二 施設の破損その他の事故が発生した場合に、特定指定物質を含む水が当該工場又は事業場から公共用水域に排出されるおそれがあること。

(適正管理計画の届出)

第三十条の十一 条例第四十八条第一項の規定による届出は、工場又は事業場ごとに別記様式第十一号の四による届出書によってしなければならない。

- 2 前項の届出は、前条第一号及び第二号の要件に該当した日から起算して百二十日以内に行わなければならない。

(取扱量の把握)

第三十条の十二 条例第四十八条第二項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 その年度に取り扱う特定指定物質の質量を計測する方法
- 二 前号に掲げるもののほか、その年度に取り扱う特定指定物質の質量を的確に把握できると認められる方法

(取扱量の届出)

第三十条の十三 条例第四十八条第三項の規定による届出は、工場又は事業場ごとに別記様式第十一号の五による届出書によってしなければならない。

- 2 前項の届出は、特定指定物質取扱事業者に該当することとなった年度の翌年度の六月三十日までに行うものとする。それ以降、直近の届出を行った年度の取扱量に比較して百分の三十を超える割合となる取扱量の増減があったときも同様に前項の届出を行うものとする。

(届出事項の変更等の届出)

第三十条の十四 条例第四十八条第四項の規定による届出は、特定指定物質の適正な管理を図るための計画若しくは同条第一項各号に掲げる事項の変更又は同項第三号に規定する特定指定物質の取扱いの廃止の届出にあつては別記様式第十一号の六、特定指定物質取扱事業者に該当しなくなった旨の届出にあつては別記様式第十一号の七による届出書によってしなければならない。

- 2 前項の届出は、その事実が生じたときから三十日以内に行うものとする。ただし、特定指定物質の適正な管理を図るための計画に大幅な変更が生じる場合は、百二十日以内に行うものとする。

(任意の名称の付記)

第三十条の十五 特定指定物質取扱事業者は、条例第四十八条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による変更の届出に係る特定指定物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものに該当する場合には、特定指定物質の名称に併せて任意の名称を付してこれらの届出をすることができる。

- 2 前項の規定により任意の名称を付して条例第四十八条第一項の規定による届出又

は同条第四項の規定による変更の届出をした者は、同条第三項の規定による届出において、特定指定物質の名称に代えて前項の規定により付した任意の名称を用いることができる。

第六十四条中第十九号を第二十三号とし、第十一号から第十八号までを四号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の四号を加える。

十一 別記様式第十一号の四による届出書

十二 別記様式第十一号の五（別紙を含む。）による届出書

十三 別記様式第十一号の六による届出書

十四 別記様式第十一号の七による届出書

別表第八中

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
-------------------------------	--

を

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
-------------------------------	--

に改める。

別表第十中

シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
-----------------	-------------------

を

一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム
--------------	---

に、

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇ミリグラム
-------------------------------	----------------------------------

を

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇ミリグラム
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム

に改める。

別記様式第十一号の三の次に次の四様式を加える。

別記様式第11号の4（第30条の11関係）

特定指定物質適正管理計画届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

群馬県の生活環境を保全する条例第48条第1項の規定により、特定指定物質の適正な管理を図るための計画
について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
取り扱う特定指定物質の名称 及び併せて付する任意の名称	特定指定物質の名称	
	任意の名称	
	特定指定物質の名称	
	任意の名称	
特定指定物質の適正な管理を 図るための計画		別添のとおり
問い合わせ先	部 署	
	氏 名	
	電話番号	
※ 整 理 番 号		
※ 受 理 年 月 日		年 月 日
※ 審 査 結 果		
※ 備 考		

- 備考
- 1 工場又は事業場ごとに作成すること。
 - 2 特定指定物質の名称は、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則第30条の9各号に掲げる名称を記載し、記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載すること。
 - 3 任意の名称は、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則第30条の15第1項の規定により必要のある場合に記載すること。1つの特定指定物質に対し、1つの名称を付することとし、記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載すること。
 - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 5 届出書及び別添計画の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号の5（第30条の13関係）

特定指定物質の取扱量の届出書

年 月 日

群馬県知事 へ

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

群馬県の生活環境を保全する条例第48条第3項の規定により、特定指定物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
特定指定物質の取扱量		別紙のとおり
問い合わせ先	部署	
	氏名	
	電話番号	
※ 整理番号		
※ 受理年月日		年 月 日
※ 備考		

- 備考
- 1 工場又は事業場ごとに作成すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

特定指定物質の名称及び取扱量

特定指定物質の名称					
任意の名称					
年度の取扱量					単位 k g
※ 備考					

特定指定物質の名称					
任意の名称					
年度の取扱量					単位 k g
※ 備考					

特定指定物質の名称					
任意の名称					
年度の取扱量					単位 k g
※ 備考					

特定指定物質の名称					
任意の名称					
年度の取扱量					単位 k g
※ 備考					

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、複数枚に分けて作成すること。
 - 2 特定指定物質の名称は、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則第30条の9各号に掲げる名称を記載すること。
 - 3 群馬県の生活環境を保全する条例第48条第1項の届出又は同条第4項の変更の届出において任意の名称を付した場合は、特定指定物質の名称を用いず、当該届出を行った任意の名称のみを用いることができる。
 - 4 年度の記載は、取扱量を把握した届出対象年度のものとする。

別記様式第11号の6（第30条の14関係）

（表面）

特定指定物質適正管理計画変更等届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

群馬県の生活環境を保全する条例第48条第4項の規定により、特定指定物質の適正な管理を図るための計画に係る事項の変更又は廃止について、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	変更前		
	変更後		
工場又は事業場の名称	変更前		
	変更後		
工場又は事業場の所在地	変更前		
	変更後		
取り扱う特定指定物質の名称及び併せて付する任意の名称	変更前	特定指定物質の名称	

		任意の名称	

	変更後	特定指定物質の名称	

		任意の名称	

特定指定物質の適正な管理を図るための計画	別添のとおり		
変更又は廃止の理由			
問い合わせ先	部署		
	氏名		
	電話番号		

(裏面)

※ 整 理 番 号	
※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 審 査 結 果	
※ 備 考	

- 備考
- 1 工場又は事業場ごとに作成すること。
 - 2 取り扱う特定指定物質については、変更又は廃止する特定指定物質に限らず、変更前に取り扱っていた特定指定物質及び変更又は廃止後に取り扱う特定指定物質を全て記載すること。
 - 3 特定指定物質の名称は、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則第30条の9各号に掲げる名称を記載し、記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載すること。
 - 4 任意の名称は、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則第30条の15第1項の規定により必要のある場合に記載すること。既に届出に使用した任意の名称がある場合は、当該届出に用いた任意の名称を記載すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 届出書及び別添計画の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号の7（第30条の14関係）

特定指定物質取扱事業者の廃止届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

特定指定物質取扱事業者に該当しなくなったため、群馬県的生活環境を保全する条例第48条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
該当しなくなった年月日	年 月 日
該当しなくなった理由	
※ 整 理 番 号	
※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 備 考	

- 備考 1 工場又は事業所が複数ある場合は、適宜欄を設けて記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十九条並びに別表第八及び別表第十の改正規定は、公布の日から施行する。